

## 公益社団法人静岡県鍼灸師会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸師会定款（以下「定款」という。）第5条に規定する本会の正会員及び賛助会員の入会及び退会について必要な事項を定める。

### (入会基準及び手続)

第2条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の入会申込書が提出されたときは、別表に定める入会資格すべてに適合していることを確認し、理事会の承認を得て入会の可否を決定する。
- 3 会長は、前項により入会の可否を決定したときは、所定の入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

### (入会金)

第3条 正会員として入会する者（以下「入会者」という。）は、入会金を納入しなければならない。

- 2 入会金の額は1万円とする。
- 3 会長は、前条第2項により入会を決定したときは、入会金について、所定の納入通知書により、入会者に通知しなければならない。
- 4 入会者は、前項の納入通知書を受け取った日から15日以内に、入会金を一括納入しなければならない。

### (会員名簿及び会員に関する個人情報の取り扱い)

第4条 入会者は、本会が管理する会員名簿に登録する。

- 2 本会の正会員及び賛助会員は、第2条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、本会に所定の変更届を提出しなければならない。

### (会費、負担金等)

第5条 会費、負担金等の額及び支払いの方法は、定款第7条及び会費規程による。

### (退会)

第6条 会員は、定款第8条の規定により、所定の退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員資格を喪失したものは、前項と

同様に会員名簿の登録を抹消する。また、会員資格を喪失したものは、会員としての資格称号を前歴として使用することはできない。

(再入会)

第7条 過去に本会の会員であったものが再入会を希望する場合には、退会時より3年以内  
に限り、第2条第1項、第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、再入会の申込者  
に、退会の際未納の会費及び負担金がある場合には、当該未納金を支払わない限り、再  
入会は認めないものとする。

2 再入会を希望するものが、定款第10条による資格を喪失したものであるときは、前項  
に定めるもののほか、その理由書の提出を求めるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(規程の制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸師会の設立の登記の日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

入会資格基準

区分	入会資格
正会員	鍼灸師であって、本会の目的及び事業に賛同するものであること。
賛助会員	本会の目的に賛同する法人又は団体であること。